

2006年11月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

環境制度の策定及び推進事務に係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について
(答申)

2006年11月9日付けで諮問(第221号)された環境制度の策定及び推進事務に係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用することに伴う本人通知を省略することは、「3 審議会の判断理由」の(2)に述べたところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では、家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進し、快適な生活環境を醸成し、地球の環境保全を図ることを目的に、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付事業及び藤沢市生ごみ処理器設置事業を行っている。

この両事業において、申請者及び購入者本人から、電動生ごみ処理機・コンポスト（バケツ式）容器（以下「生ごみ処理機等」という。）の使用状況に関するアンケート調査をするため、個人情報の目的外利用について諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用する必要性について

この生ごみ処理機等使用状況に関するアンケート調査により、今後の生ごみ減量施策への基礎資料を得るとともに、調査結果を助成制度・助成率等の見直しに有効利用することで、事業の一層の充実を図るため実施するものである。

また、今後もアンケートによる使用状況の調査を行う予定であることから、来年度以降については、申請書の中で目的外利用の同意を得るものとする。

(3) 対象手続（記録の名称）

藤沢市生ごみ処理器設置事業

藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付事業

(4) 取り扱う個人情報（申請書情報）について

生ごみ処理機等使用状況に関するアンケート調査で取り扱う個人情報（申請書情報）は、平成13年度から平成17年度に申し込みのあった助成対象者のうち無作為抽出された2000名の郵便番号・住所・氏名となる。

ア 個人情報（申請書情報）は、調査票を送付するために使用する。

イ 調査票を送付するにあたり、宛名はラベル印刷とする。

ウ 回答については、無記名回答とする。

(5) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

アンケートの対象者数が上記のとおり膨大になり、個別での本人通知には費用、労力ともに膨大になり非合理的である。また、事前に市の広報に目的外利用を行う旨を掲載する予定であることから、本人通知を省略するものである。

(6) 実施時期

2006年（平成18年）12月初旬（予定）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に利用する必要性について

この生ごみ処理機等の申請者及び購入者を対象とした使用状況に関するアンケート調査は、今後の生ごみ減量施策への基礎資料を得るとともに、調査結果を助成制度・助成率等の見直しに有効利用することで、事業の一層の充実を図るため実施するものである。

また、今後もアンケートによる使用状況の調査を行う予定であることから、

来年度以降については、申請書の中で目的外利用の同意を得ることとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

アンケートの対象者数が上記のとおり膨大になり、個別での本人通知には費用、労力ともに膨大になり非合理的である。また、事前に市の広報に目的外利用を行う旨を掲載する予定であることから、本人通知を省略することとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上